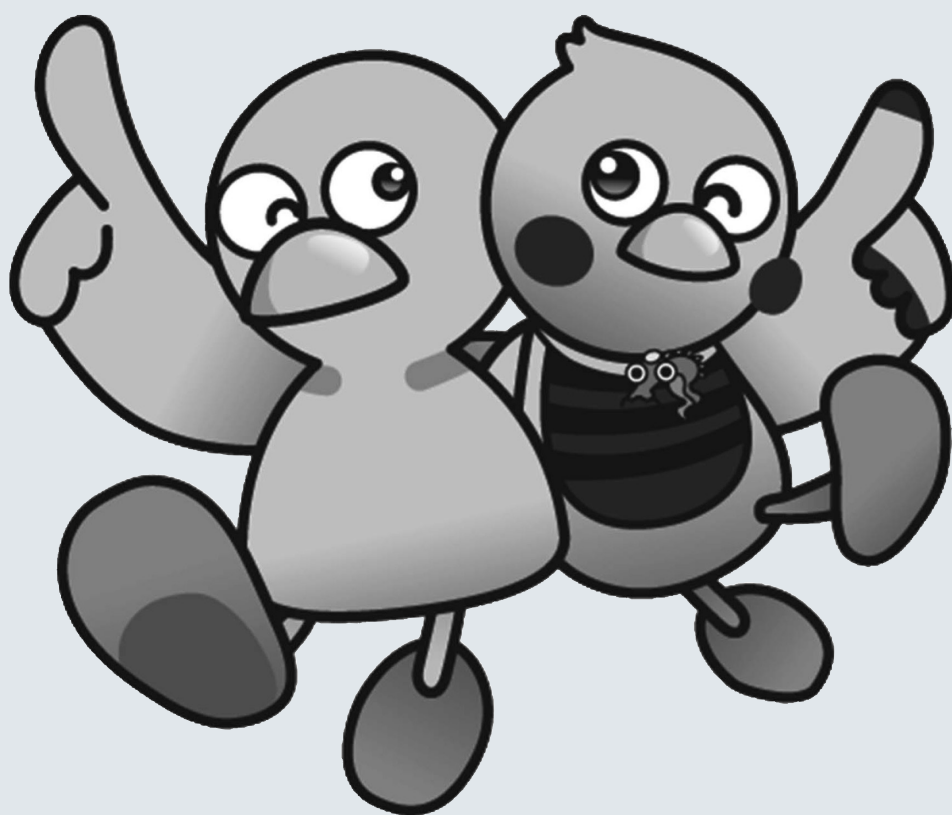




みんなですすめよう 男女共同参画

～人権が尊重され、誰もが活躍できる埼玉へ～



埼玉県マスコット「コバトン&さいたまっち」

彩の国  埼玉県

男女共同参画社会とは、どんな社会でしょうか

男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。

男女共同参画社会基本法では

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しています。

なぜ、男女共同参画が必要なのでしょう

我が国における男女共同参画の推進は、日本国憲法により「個人の尊重」と「法の下での平等」がうたわれ、平成11年の男女共同参画社会基本法の成立を経て、国際社会の動向と連動しながら、様々な取組が進められてきました。本県でも平成12年に「埼玉県男女共同参画推進条例」を全国に先駆けて制定し、取り組んでまいりました。

一方で、依然として「男性は仕事、女性は家庭」といった長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する無意識の思い込みや偏見(アンコンシャス・バイアス)が存在しています。

本県は今、時代の大きな転換点に差し掛かっています。本県の人口はまもなく減少に転じ、全国で最も速いスピードで後期高齢者が増加すると見込まれています。社会情勢の変化に柔軟に対応するため、多様な視点を取り入れた活力ある埼玉づくりが不可欠となっています。

こうした中、性別にかかわらず、誰もが自分らしく活躍できる「男女共同参画社会」の実現が、今ほど求められている時代はありません。

男女共同参画社会の実現には県や市町村の取組はもとより、県民や事業者の皆様が男女共同参画を身近な課題として、共に取り組んでいくことが今にもまして切実に求められています。



それでは、埼玉県の男女共同参画の現状や、男女共同参画社会づくりの取組などを見ましょう。

埼玉県における男女共同参画の状況

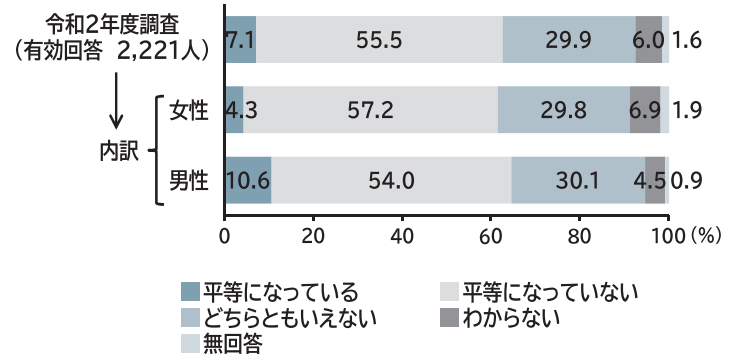
意識

1 男女の平等に関する意識

社会全体で見た場合、男女の地位について、男女ともに半数以上の人々が「平等になっていない」と考えています。

出典：県男女共同参画課「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」

男女の地位の平等感

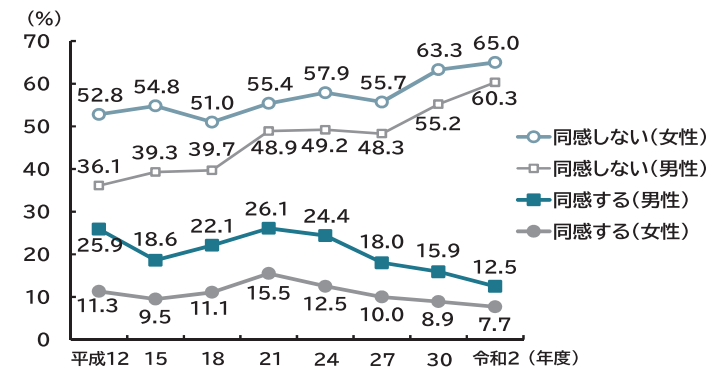


2 性別による役割分担意識

「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担意識について、男女ともに、「同感しない」割合が増え、「同感する」割合が減っています。また、男性の「同感しない」が令和2年度に初めて6割を超えました。

出典：県男女共同参画課「男女共同参画に関する意識・実態調査」

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について



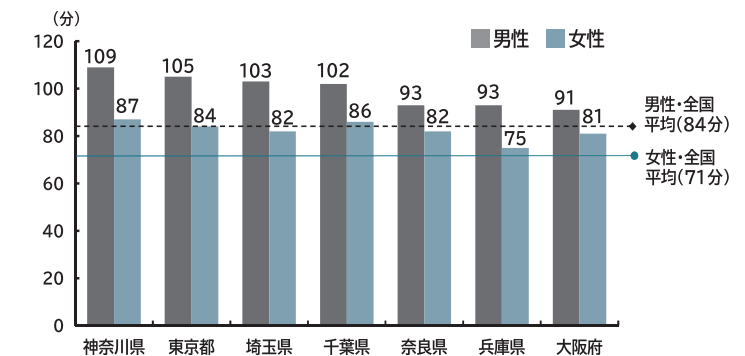
家庭

1 通勤・通学の時間

10歳以上の県民が通勤・通学にかかる時間は男女ともに長く、男性は103分で神奈川県、東京都に次ぎ全国3位、女性も82分と全国で4番目の長さとなっています。

出典：総務省「令和3年社会生活基本調査」

通勤・通学の時間



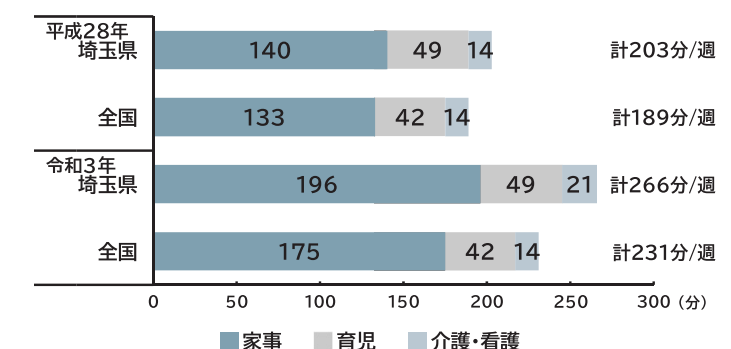
2 男性の家事・育児・介護等の時間数(週当たり)

前回調査時(平成28年)と比べて育児時間は変わらないものの、家事及び介護・看護時間が長くなり、週当たり266分で全国1位となりました。

なお、本県の女性の家事・育児・介護等の時間は1,288分となっています。

出典：総務省「社会生活基本調査」

男性の家事・育児・介護等の時間数(週当たり)



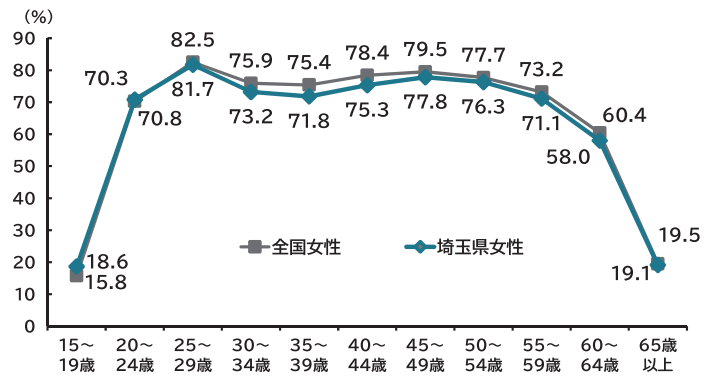
労働

1 女性の就業率(M字カーブ)

本県の女性の就業率は35～39歳の71.8%を底とするM字型曲線を描いています。M字の底は全国と比べ深い状況にあります。

出典：総務省「令和2年国勢調査」

年代別女性の就業率

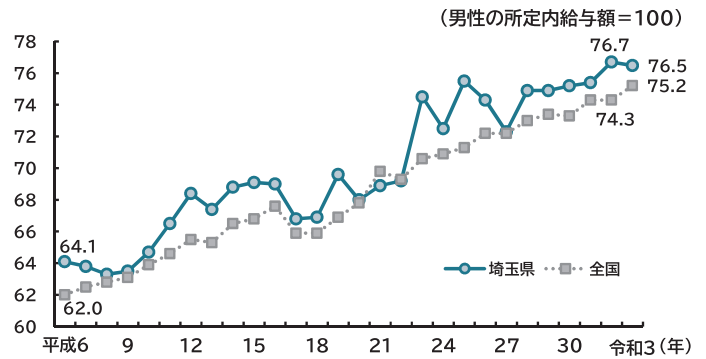


2 男女の賃金格差の推移

男性一般労働者の平均賃金水準を100としたとき、女性一般労働者の給与水準は76.5となっており、格差は長期的には縮小傾向にあります。

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

男女の賃金格差の推移



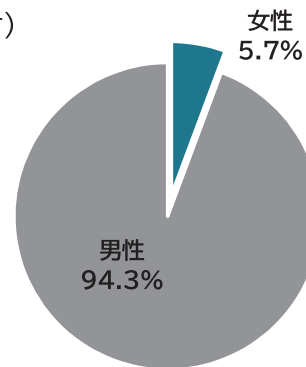
地域

1 自治会長の女性割合

町内会・自治会などの地域活動の参加経験者の割合は女性の方が多くにも関わらず、自治会長の女性割合は5.7%と低い状況にあります。

出典：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和4年度)」

自治会長の女性割合
(県内市町村)



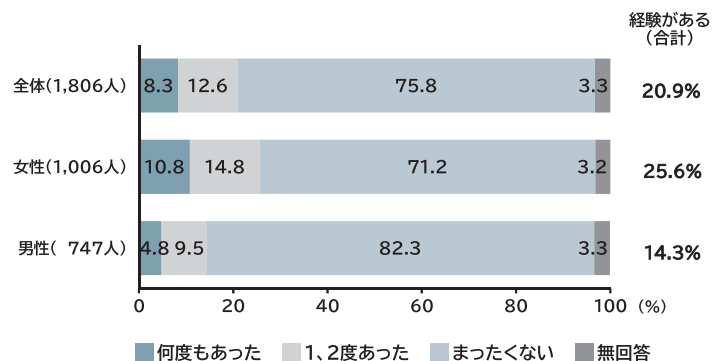
DV (ドメスティック・バイオレンス)

1 配偶者等からの暴力の被害経験

現在又は過去に配偶者がいる(いた)人のうち、配偶者等からの何らかの暴力の被害経験のある人は5人に1人に上り、女性においては4人に1人となっています。

出典：県男女共同参画課「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」

配偶者等からの暴力の被害経験



埼玉県における男女共同参画の推進

埼玉県男女共同参画推進条例

この条例は、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策について総合かつ計画的に推進するために全国に先駆けて平成12年3月に制定されました。

* 基本理念 *

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度や慣行についての配慮
- ③ 政策や方針の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と社会生活における活動の両立
- ⑤ 生涯における性と生殖に関する健康と権利の尊重
- ⑥ 国際的協力

埼玉県男女共同参画基本計画(令和4年3月策定)

「埼玉県男女共同参画推進条例」第12条に基づき、県としての男女共同参画の推進に係る基本的な考え方と施策の方向を示した基本計画を策定し、さまざまな取組を進めています。

【計画の目標】男女共同参画社会の実現

～人権が尊重され、誰もが活躍できる埼玉へ～

【計画期間】令和4年度～令和8年度の5年間

目指す姿

I あらゆる分野における男女共同参画

II 経済社会における女性活躍の拡大

III 誰もが安全・安心に暮らせる社会

IV 男女共同参画社会の実現に向けた基盤が整う

計画の基本目標

I-1 政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大
I-2 家庭と地域活動への男性の参画拡大

II-1 働く場における女性活躍の推進
II-2 男女ともに働きやすい職場環境づくり

III-1 女性に対するあらゆる暴力の根絶
III-2 生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重
III-3 生涯を通じた男女の健康支援
III-4 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

IV-1 固定的性別役割分担意識や偏見の解消
IV-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

男女共同参画を進めるために

県民の皆さん

家庭、職場、学校、地域社会などあらゆる分野に、ひとりひとりが積極的に参画していきましょう。

それぞれの
取組

事業者の皆さん

事業活動を行うにあたっては、男女が共同して参画できる体制づくりに積極的に取り組みましょう。

埼玉県における政策・方針決定過程への女性の参画の状況

県議会における議員の女性割合

埼玉県	全国平均
14.9% (全国 6 位)	11.8%

R3.12.31 現在

県職員の管理職に占める女性割合

埼玉県	全国平均
11.4% (全国 26 位)	12.7%

R4.4.1 現在

県審議会等の委員の女性割合

埼玉県	全国平均
40.2% (全国17位)	38.1%

※県の目標:4.2%(令和8年度) R4.4.1現在

市町村議会における議員の女性割合

埼玉県	全国平均
23.0% (全国 4 位)	15.4%

R3.12.31 現在

市町村職員の管理職に占める女性割合

埼玉県	全国平均
15.9% (全国 27 位)	17.1%

R4.4.1 現在

市町村審議会等の委員の女性割合

埼玉県	全国平均
29.6% (全国 13 位)	28.0%

※委員会を含まない R4.4.1 現在

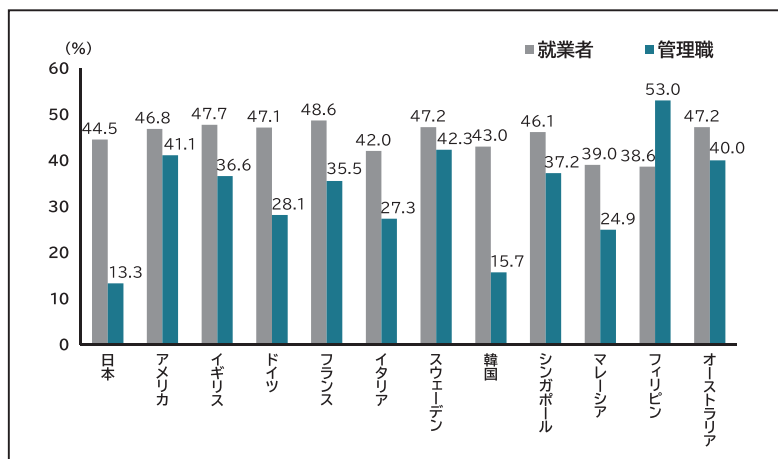
出典:総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等(R3.12.31 現在)」

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和4年度)」

日本の男女共同参画の国際比較

就業者及び管理職に占める女性の割合(国際比較)

就業者に占める女性割合に比べ、管理職に占める女性の割合は、国際的にみても低いのが現状です。



出典:データブック国際労働比較 2022

ジェンダー・ギャップ指数(GGI)

スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が独自に算定したもので、4分野のデータ※から構成され、男女格差を測る指数です。

2022年の日本の順位は146か国中116位で、前回(2021年)の156か国中120位から順位を上げています。政治・経済分野での格差が大きく、総合順位が依然として低い状況です。

順位	国名	GGI
1	アイスランド	0.908
2	フィンランド	0.860
3	ノルウェー	0.845
4	ニュージーランド	0.841
5	スウェーデン	0.822
∴	∴	∴
27	米国	0.769
∴	∴	∴
99	韓国	0.689
∴	∴	∴
102	中国	0.682
∴	∴	∴
116	日本	0.650

分野ごとの順位(日本)

分野	2022	2021
経済	121位 ↘	117位
教育	1位 ↗	92位
健康	63位 ↗	65位
政治	139位 ↗	147位

出典:世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2022」

※各分野のデータ

○経済分野:労働参加率の男女比、同一労働における賃金の男女格差、推定勤労所得の男女比、管理的職業従事者の男女比、専門・技術者の男女比

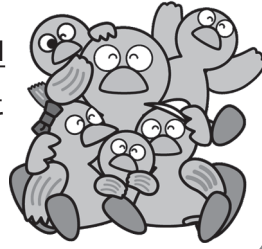
○教育分野:識字率の男女比、初等・中等・高等教育就学率の男女比

○健康分野:出生児性比、健康寿命の男女比

○政治分野:国会議員の男女比、閣僚の男女比、最近50年における行政府の長の在任年数の男女比

家庭生活の充実

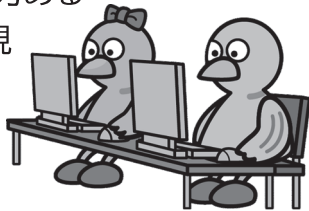
性別による固定的な役割分担が解消され、バランスのとれた家庭生活が築かれます。



女性も男性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

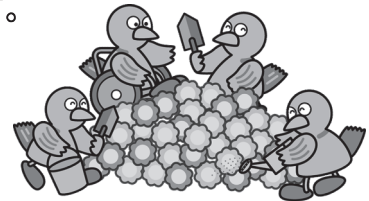
職場に活気

女性の政策・方針決定過程への参画が進みます。男女共に自らの能力を発揮し、多様な人材が活躍することによって、活力ある経済活動が実現します。



地域力の向上

性別や年代にかかわらず、様々な地域活動へ参画します。男女が性別による固定的な役割分担意識にとらわれず相互に協力し、地域活動に貢献します。



ひとりひとりの豊かな人生

男女共同参画社会の実現

～人権が尊重され、誰もが活躍できる埼玉へ～

* 相談窓口の御案内 *

男女共同参画に関する苦情処理

- 男女共同参画に関する県の施策についての苦情
- 配偶者・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメントなどにより人権が侵害され、申し出を希望される場合

【申出方法】 郵送、FAX(048-830-4755)又は電子申請

【送付先】 〒330-9301 (所在地の記載は不要です)

県人権・男女共同参画課内「埼玉県男女共同参画苦情処理委員」宛て

【問合せ先】 ☎048-830-2921

- * 申出書の入手方法: 県人権・男女共同参画課のホームページから入手できます。
また、「電子申請サービス」による申し出も御利用いただけます。

人間関係、家族、夫婦などの相談は

埼玉県男女共同参画推進センター 《愛称: With You さいたま》へ

☎048-600-3800

月曜日～土曜日(祝日、第3木曜日、12/29～1/3を除く)

10:00～20:30

男性のための電話相談

※ 男性臨床心理士が
電話相談に応じます。

☎048-601-2175

毎月第1・3日曜日(原則として)

11:00～15:00

●ドメスティック・バイオレンス(DV)について

DVは犯罪となりうる行為を含む重大な人権侵害です。

DVの相談は埼玉県配偶者暴力相談支援センター(下記の2機関)へ

埼玉県婦人相談センター

☎048-863-6060

月曜日～土曜日 9:30～20:30

日曜日・祝日 9:30～17:00

(12/29～1/3を除く)

埼玉県男女共同参画
推進センター
(With You さいたま)

☎048-600-3800

月曜日～土曜日 10:00～20:30

(祝日、第3木曜日、12/29～1/3を除く)

みんなですすめよう男女共同参画

令和5年3月

【発行】 埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課

電話:048-830-2921 FAX:048-830-4755

Email:a2250@pref.saitama.lg.jp



再生紙を使用しています

